

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

- ・ お預かりしている有価証券を、当社から他の金融商品取引業者へ振替移管される場合には、1 銘柄につき 2,000 円 (税込み、上限 2 万円) の振替手数料を頂戴いたします。  
(公開買付の応募に伴う振替移管の場合については無料といたします。)
- ・ 上記以外、有価証券や金銭のお預かりについては、手数料を頂戴しません。
- ・ 当社の金融機関口座に金銭をお振り込みいただく場合に、手数料が発生する場合には、当社が負担しますので、手数料を代金等から差し引いてお手続きください。(手数料を含めて、3,000 円未満の場合にはお客様負担でお願いします。) なお、お手続き後必ず、速やかに、手数料額を含むお手続き内容をご連絡ください。

また、振込ご依頼人名義は、必ず当社お取引口座名と同一の名義で手続きください。万一異なる場合には、入金処理を行うことができません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券等のお預かりについては、手数料を頂戴しません。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の取引規定・約款に掲げる事由に該当した場合 (主なものは次のとおりです) は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者とあると判明し、日本証券業協会理事会決議「金融商品取引業者の顧客管理に関する行為基準」及び同「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申し出たとき
- お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき
- 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

## 当社の概要

商号等	播陽証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商) 第29号
本店所在地	〒670-0925 兵庫県姫路市亀井町53番地
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	112百万円(2025年3月末日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1962年(昭和37年)10月
連絡先	本店大代表 079-223-1010 又はお取引のある支店にご連絡ください。

### ＜当社に対するご意見・苦情に関するご連絡窓口＞

当社に対するご意見・苦情に関しては、以下の窓口で承っております。

**播陽証券株式会社 管理部**

**電話番号：079-233-1030**

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

2025年4月1日